

中央北極海無規制公海漁業防止協定の概要

1. 目的

中央北極海における氷の範囲の減少に伴い漁獲が行われる可能性がある水域が拡大していることを背景に、中央北極海における公海部分全体の漁獲を規制する国際的枠組みを制定し、無規制な漁業活動を防止することを目的とする。

2. 我が国の参加

署名：令和元年（2018年）10月3日

寄託：令和2年（2019年）7月23日

協定発効：令和3年（2021年）6月25日

3. 加盟国（9か国1地域機関：令和5年（2023年）6月時点）

日本、米国、カナダ、ロシア、ノルウェー、デンマーク、中国、韓国、アイスランド、EU

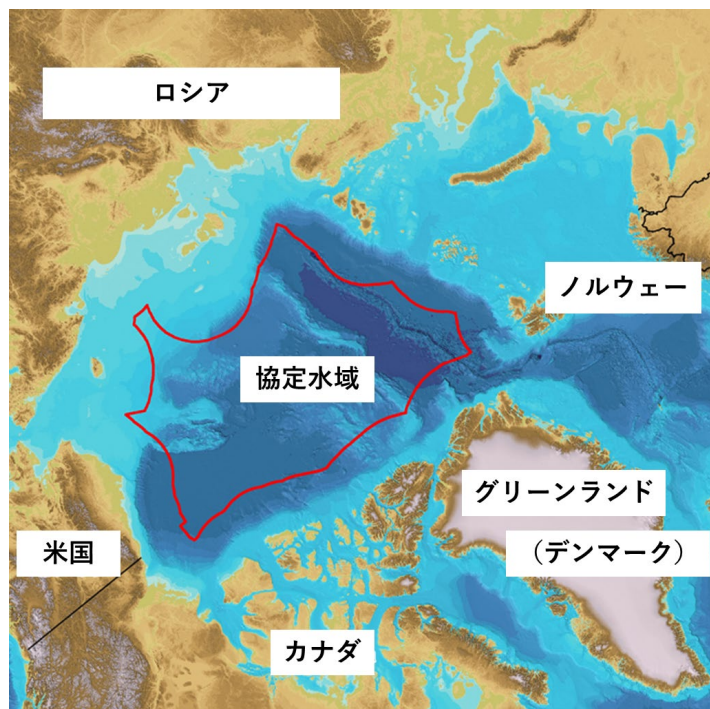
4. 意思決定

コンセンサス方式

5. 協定の主な内容

- （1）協定水域における海洋生物資源等に関する知識の増進及び漁業が与える影響を決定すること等を目的とした科学的共同調査・監視に関する共同計画の作成及び関連データの共有等。
- （2）保存管理措置に基づいた試験的漁獲の許可等。
- （3）地域漁業管理機関等の設置交渉の開始等の検討。

6. 中央北極海無規制公海漁業防止協定水域（下図：赤枠内）



海域図：カナダ政府（HP）の資料に基づき水産庁で作成